

# 2022年度 学費分納特別猶予【後期】学部・大学院

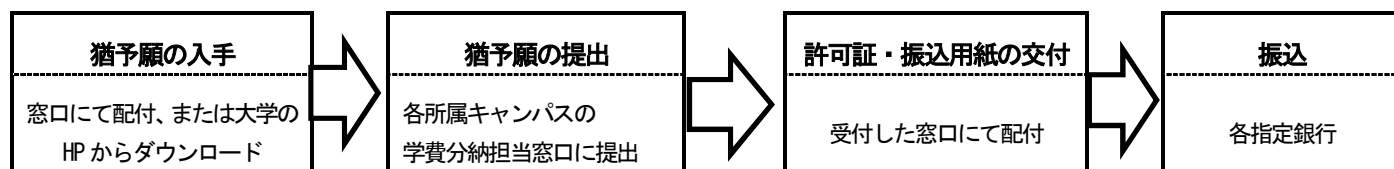
## 1. 学費分納特別猶予制度について

学費分納特別猶予制度は、やむを得ない理由により学費の分納が困難な学生に対し、「学費分納特別猶予願」を提出していただくことで、納入期限を延期する制度です。猶予を希望する場合は、「学費分納特別猶予願（以下、猶予願）」を提出し、許可を受ける必要があります。許可を受けた方は、猶予を希望した回の納入金額を、翌回の納入金額と合わせて払い込んでいただくこととなります。ご家族の方とよく相談し、必ず学生本人が手続きを行ってください。

### 後期 猶予願提出期限

分納回	猶予願 提出期限	提出先（郵送先）	電話対応時間
1・2回目	12月15日(木)必着	郵送もしくは、以下窓口に提出 KPC1: A号館1階 学生支援センター KAC: 3号館1階 学生支援センター	平日(月～金) 9:00～11:45 12:45～17:00
3・4回目	<b>猶予不可</b>		

## 2. 手続きの流れ



## 3. 猶予後の納入期限

分納回	【猶予前】 分納 納入期限	猶予願 提出期限（厳守）	猶予許可証・振込用紙 発行予定日	【猶予後】 分納 納入期限
1・2回目	1月4日(水)	12月15日(木)	1月13日(金)	1月31日(火)
3・4回目	1月31日(火)	<b>猶予不可</b>	<b>猶予不可</b>	<b>猶予不可</b>

※後期の学費分納の最終納入期限は1月31日です。

## 4. 注意・確認事項

- ① 猶予願の期限を過ぎての提出は、一切認めませんのでご注意ください。
- ② 払込票は、分納4回目の納入が済むまで保管してください。
- ③ 申請書類受理後に書類不備や確認事項があった場合、大学から連絡することがあります。速やかに対応してください。
- ④ 3・4回目の納入期限である1月31日(火)は、学費納入の最終期限であり、これ以上猶予することができません。期限までに納入できなかった場合、**除籍となり、改めて郵送される「除籍通知」を確認し、復籍期間内に未納の学費等を納入し、必要な手続きをすれば復籍することができます。**

### 【書類送付先・お問い合わせ先電話番号】

- 法学部、経営学部、現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部、薬学部  
〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3  
神戸学院大学 学生支援センター (KPC) 学費分納担当 Tel. 078-974-6073
- 経済学部、人文学部、心理学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部  
〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518  
神戸学院大学 学生支援センター (KAC) 学費分納担当 Tel. 078-974-1473

(電話でのお問合せ対応時間は、土日祝日をのぞく、平日9:00～11:45、12:45～17:00となります。)